

沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数を定める条例

令和5年4月1日条例第11号

沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数を定める条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数を定める条例

沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。